

「はい、こちら企業の労

働110番です」。

電話の主は、協会の労働相談や講習会では全く会社名をお聞きしたことがない、従業員100名程のサービス業の総務部長さんでした。

早速ご来局いただき相談室にて詳細をお聞きしました。

法違反の内容は、①5名いるパート社員の労働契約更新時に、労働条件を書面明示していなかった、②社員の住宅環境に関係なく一律に支払われる

住宅手当の、算定基礎への算入漏れによる割増賃金未払い、③交替勤務の社員の休憩時間が就業規則に未記入であった、等7項目に及んだ。

た……」

法違反はあつてはならないことですが、平成26年の名古屋北労働基準監督署の定期監督等では、対象事業場の77・6%に何らかの法違反が発見されています。この違反率は、労働基準

ります。企業の限られた人材だけで、その義務を完璧に遵守することは極めて困難であり、判明していないだけで、多くの企業に何らかの法違反が存在します。

当協会では、会員企業が『さらにホワイトな企業』となつていただくための、各種事業を行つております。講習会で法を学び、正しい知識を持つた管理者・担当者を育成し、疑問点を相談し、機関誌等で情報を収集することにより、労務管理をさらに向上させることができます。

協会の事業をご活用いただくとともに、関連企業等にも当協会の事業内容をお伝えいただき、『ホワイト企業の輪』を広げていただきたいと存じます。

全ての企業をホワイト企業に近づける「会員事業場年間1社入会紹介活動」を現在実施中です。お問い合わせは、当協会ホワイト企業推進本部(052)611-3655まで。



(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

ホワイト企業への果てしない道

「先週、労働基準監督署の立ち入り調査があり、労働条件明示、割増賃金等の複数の事項で法違反を指摘され、是正勧告を受けた。相談に乗って欲しい」との内容でした。

「わが社はコンプライアンスの徹底を企業倫理としており、労務管理にも自信があつた。監督署からこんな多くの法違反を指摘され、社長も幹部社員も大変ショックを受け、自信を無くし



それぞれの法規定の内容と改善策をご説明し、期日までに是正し監督署に報告するようアドバイスを行つた。相談の最後の総務部長のお言葉。

「わが社は法、最低賃金法、労働安全衛生法に限つてのもので、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法等の労働関係法の全てではさらに高くなります。労働関係法は100近くあり膨大で難しく、通達等により判断される部分もあ

りません。企業の限られた人材だけで、その義務を完璧に遵守することは極めて困難であり、判明していないだけで、多くの企業に何らかの法違反が存在します。

当協会では、会員企業が『さらにホワイトな企業』となつていただくための、各種事業を行つております。講習会で法を学び、正しい知識を持つた管理者・担当者を育成し、疑問点を相談し、機関誌等で情報を収集することにより、労務管理をさらに向上させることができます。

協会の事業をご活用いただくとともに、関連企業等にも当協会の事業内容をお伝えいただき、『ホワイト企業の輪』を広げていただきたいと存じます。

全ての企業をホワイト企業に近づける「会員事業場年間1社入会紹介活動」を現在実施中です。お問い合わせは、当協会ホワイト企業推進本部(052)611-3655まで。

イラスト・森沢康代